



コムシスホールディングス株式会社

証券コード：1721

第20回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎マークウエスト

日本コムシス株式会社 本社2階会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットまたは郵送により事前に議決権行使ができますので、ぜひご利用ください。
株主総会へのご来場につきましては、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、当日のご出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

目次

交付書面省略事項



電子提供措置事項のうち、このマークの事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。2頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。

なお、本株主総会では、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

従いまして、当該書面は、監査報告をするに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部となります。

招集ご通知

第20回定時株主総会招集ご通知 1

議決権行使のご案内 4

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 6

第2号議案 定款一部変更の件 7

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 8

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 12

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件 17

事業報告

企業集団の現況に関する事項 22

1) 事業の経過及び成果 22

2) 資金調達の状況 26

3) 設備投資等の状況 26

4) 財産及び損益の状況の推移 26

5) 対処すべき課題 27

6) 主要な拠点等 28

7) 従業員の状況 29

8) 重要な親会社及び子会社の状況 29

9) 主要な事業内容 31

10) 主要な借入先 31

会社の株式に関する事項 32

会社の新株予約権等に関する事項 32

会社役員に関する事項 33

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項 33

内部統制システムの運用状況の概要 33

会計監査人に関する事項 40

連結計算書類

連結貸借対照表 41

連結損益計算書 42

連結株主資本等変動計算書 42

連結注記表 42

計算書類

貸借対照表 43

損益計算書 44

株主資本等変動計算書 44

個別注記表 44

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告 45

計算書類に係る会計監査報告 48

監査等委員会の監査報告 51

証券コード 1721
2023年6月7日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号
コムシスホールディングス株式会社
代表取締役社長 加 賀 谷 卓

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは郵送（書面）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月28日（水曜日）午後5時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

[郵送(書面)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎マークウエスト
日本コムシス株式会社 本社2階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 1.第20期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第20期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト
<https://www.comsys-hd.co.jp/ir/library/library7.html>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認いただく場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「コムシスホールディングス」または「コード」に当社証券コード「1721」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



5. 招集に当たっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任するに限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (3) インターネットと郵送(書面)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、その旨、修正前及び修正後の事項を当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト <https://www.comsys-hd.co.jp/ir/library/library7.html>

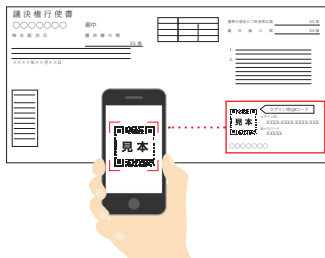


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

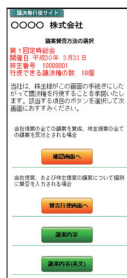
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

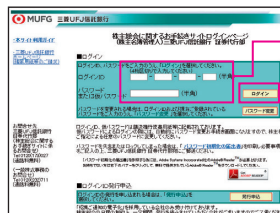
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



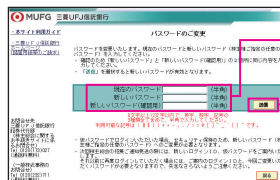
QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。  
<https://evote.tr.mufig.jp/>
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

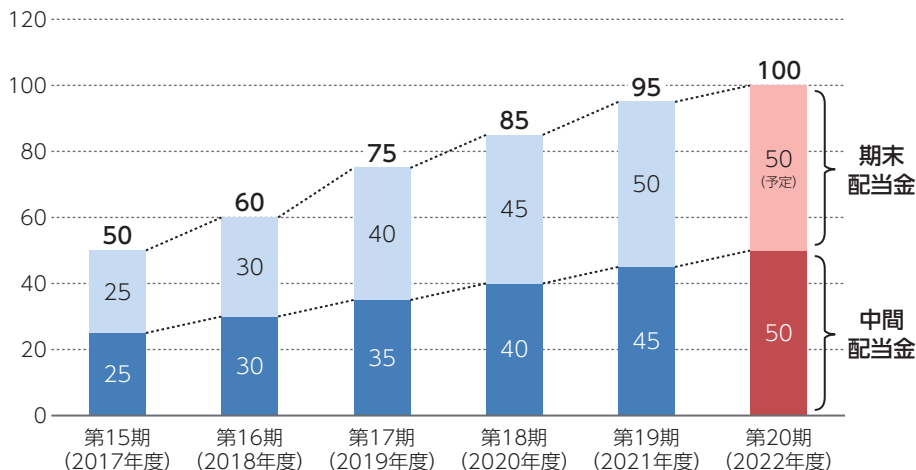
当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、剰余金の配当につきましては、安定的・継続的な配当を中心としつつ、業績連動にも配慮していくことを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、このような基本方針に基づき、業績の状況や配当性向などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金50円  
配当総額 6,038,941,450円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日

(ご参考)

1株当たり配当金の推移 (円)





## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 純粹持株会社としての企業経営における迅速で的確な意思決定及び監督機能の一層の強化等を目的として、現行定款第21条第1項について取締役（監査等委員である者を除く。）の員数の上限を13名以内から6名以内に、また、同条第2項について監査等委員である取締役の員数の上限を7名以内から6名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、取締役会の議長が取締役社長に限定されている現行定款第24条を変更し、取締役社長以外の取締役が議長になることを可能とするものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(員数)</p> <p>第21条 本会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、<u>13名以内</u>とする。</p> <p>2 本会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集は会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要するときはその期間を短縮することができる。</p> | <p>(員数)</p> <p>第21条 本会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、<u>6名以内</u>とする。</p> <p>2 本会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、<u>6名以内</u>とする。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集は会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要するときはその期間を短縮することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう3名減員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                |    | 現在の当社における地位及び担当<br>他の会社における重要な兼職の状況                                                    | 取締役会<br>出席回数   |
|-------|-------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | かがや 加賀谷<br>たかし 卓  | 再任 | 代表取締役社長<br>日本コムシス株式会社 取締役会長                                                            | 9回 / 9回 (100%) |
| 2     | たなべ 田 辺<br>ひろし 博  | 新任 | 理事<br>日本コムシス株式会社 代表取締役社長                                                               | —              |
| 3     | のいけ ひで 野 池 秀 幸    | 再任 | 取締役<br>キャリア事業推進、株式会社TOSYS、株式会社SYSKEN、<br>北陸電話工事株式会社担当<br>日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 NTT事業本部長 | 9回 / 9回 (100%) |
| 4     | うちで くに ひこ 打 出 邦 彦 | 再任 | 取締役<br>民需事業推進、コムシス情報システム株式会社担当<br>日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 ITビジネス事業本部長                     | 9回 / 9回 (100%) |
| 5     | ましも 下 徹           | 新任 | 理事 経営企画部長<br>日本コムシス株式会社 執行役員 経営企画部長                                                    | —              |

候補者番号

1

か が や たかし  
加賀谷 卓

1957年3月12日生

所有する当社の株式数 42,400株

取締役在任年数 8年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2008年 6月 東日本電信電話株式会社取締役千葉支店長  
2012年 6月 同社常務取締役東京支店長  
2014年 7月 同社常務取締役東京事業部長  
2015年 6月 日本コムシス株式会社取締役副社長

2015年 6月 当社取締役  
2016年 6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長  
2016年 6月 当社代表取締役  
2017年 6月 当社代表取締役社長(現任)  
2023年 4月 日本コムシス株式会社取締役会長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役会長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者番号

2

た なべ ひろし  
田辺 博

1962年6月2日生

所有する当社の株式数 14,100株

取締役在任年数 —

取締役会出席回数 —



新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2015年 6月 東日本電信電話株式会社取締役  
ネットワーク事業推進本部サービス運営部長  
兼同事業推進本部エンジニアリング部長  
2018年 6月 同社常務取締役ネットワーク事業推進本部長

2020年 6月 同社代表取締役副社長デジタル革新本部長  
2022年 6月 当社理事(現任)  
2022年 6月 日本コムシス株式会社代表取締役副社長  
2023年 4月 同社代表取締役社長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 代表取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

コムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

3

の いけ ひで ゆき  
野池 秀幸

1964年2月26日生

所有する当社の株式数 9,000株

取締役在任年数 3年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2014年 7月 東日本電信電話株式会社北海道事業部長  
兼北海道支店長

2016年 6月 同社取締役北海道事業部長兼北海道支店長

2017年 6月 同社取締役東京事業部長

2019年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員

2019年 6月 当社経営企画部長

2020年 6月 当社取締役経営企画部長

2021年 4月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員  
NTT事業本部長(現任)

2021年 6月 当社取締役 キャリア事業推進、  
株式会社TOSYS、株式会社SYSKEN、  
北陸電話工事株式会社担当(現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 NTT事業本部長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営に携わり、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としたしました。

再任

候補者番号

4

うち で くに ひこ  
打出 邦彦

1961年4月7日生

所有する当社の株式数 9,300株

取締役在任年数 3年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2009年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株  
式会社SE部ビジネス推進部門長

2012年10月 同社第三営業本部副本部長

2014年 6月 エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリン  
グマリン株式会社代表取締役社長

2017年 7月 日本コムシス株式会社執行役員  
ITビジネス事業本部副本部長

2018年 6月 同社取締役執行役員ITビジネス事業本部長

2020年 6月 同社取締役常務執行役員  
ITビジネス事業本部長(現任)

2020年 6月 当社取締役 民需事業推進、コムシス情報  
システム株式会社担当(現任)

2020年12月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社  
専務取締役(現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 ITビジネス事業本部長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営に携わり、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としたしました。

再任

候補者番号

5

ま しも とおる  
真下 徹

1965年2月1日生

所有する当社の株式数 3,000株

取締役在任年数 —

取締役会出席回数 —

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2013年 7月 東日本電信電話株式会社東京支店企画部長  
2017年 7月 同社相互接続推進部長  
2021年 7月 同社ビジネス開発本部キャリアビジネスプロ  
デュースPT長

2022年 7月 当社理事経営企画部長（現任）  
2022年 7月 日本コムシス株式会社執行役員  
経営企画部長（現任）

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 執行役員 経営企画部長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の経営に携わり、また経営管理部門における長年の業務経験による深い知識と豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役をはじめ被保険者が役員として行う業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の役員体制の見直し並びに監査体制の現況に鑑み、監査の実効性は引き続き確保できると判断したため、監査等委員である取締役を1名減員し、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名                     | 現在の当社における地位及び担当<br>他の会社における重要な兼職の状況 | 取 締 役 会<br>出 席 回 数                                 |                |
|-----------|-------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------|
| 1         | やす なが あつし<br>安 永 敦      | 再任                                  | 取締役(常勤監査等委員)<br>日本コムシス株式会社 監査役                     | 9回 / 9回 (100%) |
| 2         | なかと がわ けん いち<br>中戸川 健 一 | 再任 社外 独立                            | 社外取締役(監査等委員)<br>中戸川公認会計士事務所 所長<br>富士クラスタ株式会社 社外監査役 | 9回 / 9回 (100%) |
| 3         | あさ い ひろ ゆき<br>浅 井 宏 行   | 再任 社外 独立                            | 社外取締役(監査等委員)                                       | 9回 / 9回 (100%) |
| 4         | いち かわ きょう こ<br>市 川 恭 子  | 新任 社外 独立                            | 市川公認会計士事務所 所長<br>みつば監査法人 代表社員                      | —              |
| 5         | ひら の まさ や<br>平 野 正 弥    | 新任 社外 独立                            | TMI 総合法律事務所 弁護士                                    | —              |

候補者番号

1

やす なが あつし  
安 永 敦

1962年5月21日生

所有する当社の株式数 4,800株

取締役在任年数 2年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



再任

## ▶ 略歴、当社における地位及び担当

|          |                              |          |                      |
|----------|------------------------------|----------|----------------------|
| 1986年 4月 | 日本通信建設株式会社 (現 日本コムシス株式会社) 入社 | 2017年 7月 | 同社執行役員               |
| 2007年 4月 | 日本コムシス株式会社九州支店 業務部長          | 2017年 7月 | 株式会社カンドー取締役事業統括部長    |
| 2013年 4月 | 同社人材育成部人事部長                  | 2020年 6月 | 日本コムシス株式会社監査役 (現任)   |
|          |                              | 2020年 6月 | 当社監査等委員会室長           |
|          |                              | 2021年 6月 | 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任) |

## ▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 監査役

## ▶ 監査等委員である取締役候補者とした理由

コムシスグループ会社の取締役として経営に携わった経験及び総務人事等の豊富な業務経験による専門知識に基づき、常勤の監査等委員である取締役の立場で助言、提言をいただいております。今後も、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

なか と がわ けん いち  
中戸川 健一

1951年7月3日生

所有する当社の株式数 0株

取締役在任年数 4年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



再任

社外取締役

独立役員

## ▶ 略歴、当社における地位及び担当

|          |                           |          |                      |
|----------|---------------------------|----------|----------------------|
| 1974年 4月 | 東京都主税局入所                  | 1981年 1月 | 中戸川公認会計士事務所所長 (現任)   |
| 1976年 4月 | 新和監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 | 2013年11月 | 富士クラスタ株式会社社外監査役 (現任) |
| 1979年 8月 | 公認会計士登録                   | 2015年 6月 | 新京成電鉄株式会社社外取締役       |
| 1979年11月 | 税理士登録                     | 2019年 6月 | 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) |

## ▶ 重要な兼職の状況

中戸川公認会計士事務所 所長、富士クラスタ株式会社 社外監査役

## ▶ 監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として財務に関する高度な専門的知識と見識に基づき、監査等委員である社外取締役の立場で多角的な視点での助言・提言をいただいております。今後も、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は過去に社外監査役・社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を遂行できるものと判断しております。



候補者番号

3

あさ い ひろ ゆき  
浅井 宏行

1958年2月5日生

所有する当社の株式数 0株

取締役在任年数 2年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月 住友金属鉱山株式会社 入社  
2008年10月 同社機能性材料事業部青梅事業所長  
2012年 6月 同社執行役員人事部長  
2015年10月 同社執行役員人材開発部長

2017年 6月 同社常務執行役員広報IR部長  
2018年 6月 同社取締役常務執行役員経営企画部長  
2019年 6月 同社取締役専務執行役員経営企画部長  
2020年 6月 同社顧問 (現任)  
2021年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

非鉄金属業界における長年の業務経験による専門知識と企業経営に関する豊富な経験、見識に基づき、監査等委員である社外取締役の立場で多角的な視点での助言・提言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会のメンバーとして役員人事および役員報酬に関わる透明性の確保にも尽力いただいております。今後も当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

再任

社外取締役

独立役員

候補者番号

4

いち かわ きょう こ  
市川 恭子

1972年1月30日生

所有する当社の株式数 0株

取締役在任年数 —

取締役会出席回数 —



▶ 略歴、当社における地位及び担当

1995年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有  
限責任監査法人) 入所  
1999年 4月 公認会計士登録  
2003年 7月 税理士法人イー・ティー・オー財産相  
談室入所

2003年 9月 税理士登録  
2011年 4月 市川公認会計士事務所所長 (現任)  
2012年 1月 東陽監査法人入所  
2021年 7月 みつば監査法人代表社員 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

市川公認会計士事務所 所長、みつば監査法人 代表社員

▶ 監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士及び税理士として財務、税務に関する高度な専門的知識と見識があり、また内部統制システムにも造詣が深いことから、多角的な視点での助言・提言をいただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を遂行できるものと判断しております。

新任

社外取締役

独立役員



候補者番号

5

ひらのまさや  
平野 正弥

1972年12月24日生

所有する当社の株式数 0株

取締役在任年数 —

取締役会出席回数 —



新任

社外取締役

独立役員

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1995年 4月 東京電力株式会社入社  
1999年 4月 東京弁護士会登録  
TMI 総合法律事務所入所

2005年 3月 ニューヨーク州弁護士資格取得  
2006年 7月 TMI 総合法律事務所弁護士（現任）

▶ 重要な兼職の状況

TMI 総合法律事務所 弁護士

▶ 監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として法令についての高度な能力、見識があり、またM&A、アライアンス（企業提携）にも造詣が深いことから、多角的な視点での適切なアドバイスをいただくとともに、当社のグループ経営及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中戸川健一、浅井宏行、市川恭子及び平野正弥の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中戸川健一及び浅井宏行の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって、中戸川健一氏は4年、浅井宏行氏は2年となります。
4. 当社は、中戸川健一及び浅井宏行の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。また、市川恭子及び平野正弥の両氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結できる旨を定めております。現在、安永敦、中戸川健一及び浅井宏行の3氏との間で、当該責任限定契約を締結しておりますが、3氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。市川恭子及び平野正弥の両氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役をはじめ被保険者が役員として行う業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任の場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## <ご参考>

当社取締役会は、当社事業に精通する取締役と、独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成され、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監査機能の充実を図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めております。社内取締役の選任については、それぞれのセグメントに精通していて、業務全般を把握し活動できる能力と実績、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理能力、個々の経歴・経験を活かせる多様性を重視しております。また、社外取締役の選任については、当社の独立性基準の要件を充たし、かつ、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持っておりトータルで経営に精通していることなどを総合的に勘案し重視しており、特に、他社での経営経験を有する取締役を含むこととしております。当社の課題解決に向け、各取締役に特に期待する分野について「経営管理」、「設備構築運営・プロジェクトマネジメント」、「新規ビジネス開発・事業拡大推進」、「DX推進・技術開発」、「法務・リスクマネジメント」、「人事・労務・ダイバーシティ」、「財務・ファイナンス」、「サステナビリティ」と定めております。

|       | 氏名     | 経営管理 | 設備構築運営・プロジェクトマネジメント | 新規ビジネス開発・事業拡大推進 | DX推進・技術開発 | 法務・リスクマネジメント | 人事・労務・ダイバーシティ | 財務・ファイナンス | サステナビリティ |
|-------|--------|------|---------------------|-----------------|-----------|--------------|---------------|-----------|----------|
| 社内取締役 | 加賀谷 卓  | ●    | ●                   | ●               | ●         |              | ●             |           | ●        |
|       | 田辺 博   | ●    | ●                   | ●               | ●         |              | ●             |           | ●        |
|       | 野池 秀幸  | ●    | ●                   | ●               | ●         |              |               |           |          |
|       | 打出 邦彦  | ●    | ●                   | ●               | ●         |              |               |           |          |
|       | 真下 徹   | ●    |                     | ●               |           | ●            |               | ●         | ●        |
|       | 安永 敦   | ●    |                     |                 |           | ●            | ●             |           |          |
| 社外取締役 | 中戸川 健一 |      |                     |                 |           | ●            |               | ●         | ●        |
|       | 浅井 宏行  | ●    | ●                   | ●               |           |              | ●             |           | ●        |
|       | 市川 恭子  |      |                     |                 |           | ●            | ●             | ●         | ●        |
|       | 平野 正弥  |      |                     |                 |           | ●            | ●             |           | ●        |

(注) 各取締役に特に期待する分野を記載しております。

上記のスキル・マトリックスは、各取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

## 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権については、会社法第361条第1項の取締役に対する報酬等に該当するため、同条第1項第2号に規定される報酬等の額の具体的な算定方法及び同条第1項第4号に規定される新株予約権の数の上限等についても、あわせてご承認をお願いするものであります。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社子会社の取締役及び執行役員

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式600,000株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

6,000個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
割当日の翌日から3年を経過した日より6年間とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。



- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件  
 上記「(10) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い  
 新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

### 3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の総数（2,000個以内）を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名となります。

### 4. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社が新株予約権を発行する目的等については、上記「1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由」をご参照ください。

当社は2021年2月5日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項」の「3) 当事業年度に係る取締役の報酬等」内、「⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本新株予約権の行使に際しての払込金額は、割当てに係る取締役会決議日時点の当社普通株式の時価を上回る水準とすること、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.42%（2023年3月31日現在）とその希釈化率は軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

以上

# 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下、社会経済活動が正常化に向かいつつあり、景気の持ち直しが期待されておりますが、エネルギー価格及び原材料価格の高騰、各種部材不足など供給面での制約、また、金融資本市場の変動等に引き続き注視する必要があります。

コムシスグループを取り巻く事業環境につきましては、通信インフラ分野においては、デジタル田園都市国家構想の推進において地域のデジタル化を加速させるため、光ファイバ及び5G等のデジタルインフラ整備が進められております。社会インフラ分野においては、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化に対応した防災・減災、国土強靱化施策の推進、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー分野への成長投資が期待されております。ITソリューション分野においては、行政・公共・医療・介護等複数の分野においてデータを共有及び活用できるデータ連携基盤構築などDX化が進められております。

コムシスグループといたしましては、通信インフラ分野においては、高度無線環境整備推進事業等大型プロジェクトやモバイル関連工事が減少するなど厳しい事業環境の中、グループリソースの有効活用によるシェア拡大及び周辺ビジネスの獲得、コムシスグループ全体最適化を目指したエリアマネジメント体制の強化、複合技術者育成による事業領域拡大など利益確保に努めてまいりました。ITソリューション・社会システムの成長分野においては、バーチャルカンパニーを活用した営業強化及びアライアンスパートナー連携による売上拡大に取り組んでまいりましたが、サプライチェーンの混乱による資材不足・価格高騰、工期延伸によるコスト増などの影響で採算性が低下したほか、一部の再生可能エネルギー関連のプロジェクトにおいて不採算案件が発生いたしました。今後、大型プロジェクトを中心にリスク管理を含めたプロジェクトマネジメント体制を強化してまいります。また、DXを活用した生産性向上、多様で柔軟な働き方改革の深化、新たな事業環境に対応した人材育成など、引き続きコムシスグループの経営基盤強化を図ってまいります。



このような状況のもと、当連結会計年度の業績につきましては、受注高5,530億6千万円(前期比0.7%減)、売上高は5,632億9千万円(前期比4.4%減)となりました。

また、損益につきましては、営業利益321億円(前期比25.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益193億3千万円(前期比33.8%減)となりました。

グループ別の業績については、以下のとおりであります。

【グループ別の受注高・売上高・セグメント利益[営業利益]】

(単位：百万円)

| セグメントの名称              | 受注高     |       | 売上高     |        | セグメント利益<br>[営業利益] |        |
|-----------------------|---------|-------|---------|--------|-------------------|--------|
|                       | 金額      | 増減率   | 金額      | 増減率    | 金額                | 増減率    |
| ■ 日本コムシスグループ          | 242,941 | △8.5% | 261,546 | △10.6% | 9,275             | △51.9% |
| ■ サンワコムシスエンジニアリンググループ | 68,082  | 2.9%  | 68,630  | 4.5%   | 6,551             | △6.4%  |
| ■ T O S Y Sグループ       | 33,559  | 15.4% | 32,492  | 7.8%   | 2,063             | 20.8%  |
| ■ つうけんグループ            | 65,648  | 16.0% | 62,503  | 4.4%   | 6,089             | △3.3%  |
| ■ N D Sグループ           | 81,467  | 0.7%  | 78,449  | 0.9%   | 4,151             | 2.0%   |
| ■ S Y S K E Nグループ     | 31,818  | 14.2% | 29,789  | △8.3%  | 1,415             | △22.5% |
| ■ 北陸電話工事グループ          | 15,775  | △6.2% | 16,124  | △4.6%  | 640               | 2.0%   |
| ■ コムシス情報システムグループ      | 11,830  | △2.2% | 11,818  | △0.0%  | 1,401             | △16.4% |

(注) 「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。

## ■ 日本コムシスグループの業績

日本コムシスグループの当期の業績につきましては、売上高においては、モバイル関連工事をはじめ通信事業者の設備投資減少に加え、社会システム関連事業において発注者の計画見直しによる受注遅れなどの影響により減収となりました。また、損益面においても、売上高減少、工期延伸によるコスト増及び想定を上回る資材価格高騰のほか、大型プロジェクトにおいて不採算が発生したことにより減益となりました。

## ■ サンワコムシスエンジニアリンググループの業績

サンワコムシスエンジニアリンググループの当期の業績につきましては、売上高においては、NCC設備事業において、グループリソースの有効活用によりシェア拡大に取り組み増収となりました。また、損益面においては、DX活用など生産性向上を図ってまいりましたが、高利益案件の反動減などの影響により減益となりました。

## ■ TOSYSグループの業績

TOSYSグループの当期の業績につきましては、売上高においては、通信事業者の設備投資減少の影響がありましたが、ITソリューション事業におけるクラウドマネージドサービス提供及び地域DX推進との連携、社会システム関連事業における電気設備工事及び公共関連工事などの受注拡大により増収となりました。また、損益面においても、売上高増加に加え、各種経費削減に取り組み増益となりました。

## ■ つうけんグループの業績

つうけんグループの当期の業績につきましては、売上高においては、高度無線環境整備工事の反動減の影響がありましたが、モバイル関連工事に加え、ITソリューション事業におけるアライアンスパートナー連携など受注拡大に取り組み増収となりました。また、損益面においては、業務集約による生産性向上を図ってまいりましたが、高利益案件の反動減などの影響により減益となりました。

## ■ NDSグループの業績

NDSグループの当期の業績につきましては、売上高においては、通信事業者の設備投資減少の影響がありましたが、ITソリューション事業・社会システム関連事業において受注拡大に取り組み増収となりました。また、損益面においても、売上高増加に加え、各種経費削減など生産性向上を図り増益となりました。

## ■ SYSKENグループの業績

SYSKENグループの当期の業績につきましては、売上高においては、通信事業者の設備投資減少の影響に加え、社会システム関連事業における電気設備工事及び公共関連工事の受注減少などの影響により減収となりました。また、損益面においても、売上高減少のほか、資材価格高騰などの影響により減益となりました。

## ■ 北陸電話工事グループの業績

北陸電話工事グループの当期の業績につきましては、売上高においては、高度無線環境整備工事の反動減、モバイル関連工事など通信事業者の設備投資減少の影響により減収となりました。また、損益面においては、売上高減少及び資材価格高騰などの影響がありましたが、継続的な生産性向上を図り増益となりました。

## ■ コムシス情報システムグループの業績

コムシス情報システムグループの当期の業績につきましては、売上高においては、通信事業者及び官公庁などの設備投資減少の影響により減収となりました。また、損益面においても、売上高減少のほか、一部不採算案件などの影響により減益となりました。

## ■ 当社（持株会社）の業績

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として14億3千万円、配当金として128億円を収受いたしました。

この結果、営業収益142億3千万円、営業利益128億8千万円及び当期純利益128億円となりました。

## 2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## 3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は98億円であります。

その主なものは、コムシスグループにおけるワークフロー最適化を目的とした共通ITプラットフォームの構築であります。さらに、主要な子会社における工事事務所の建設及び改修のほか、工事車両及び工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

## 4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 2019年度<br>(第 17 期) | 2020年度<br>(第 18 期) | 2021年度<br>(第 19 期) | 2022年度<br>(当連結会計年度)<br>(第 20 期) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 560,882            | 563,252            | 589,028            | 563,295                         |
| 経常利益 (百万円)                | 40,064             | 42,941             | 44,036             | 30,934                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 25,994             | 29,369             | 29,208             | 19,338                          |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 202.97             | 232.72             | 235.50             | 158.83                          |
| 総資産 (百万円)                 | 450,043            | 479,419            | 524,062            | 502,133                         |
| 純資産 (百万円)                 | 310,694            | 330,807            | 343,489            | 346,725                         |
| 1株当たり純資産 (円)              | 2,424.83           | 2,619.63           | 2,761.15           | 2,824.12                        |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。また、小数点第2位未満を四捨五入で表示しております。

## 5) 対処すべき課題

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、通信インフラ分野における設備投資の減少が見込まれるなど引き続き厳しい事業環境と予測しておりますが、ITソリューション・社会システムの成長分野においては、クラウドマイグレーションなど社会全体のDX化促進によるIT市場の拡大、無電柱化事業・流域治水事業など防災・減災、国土強靱化施策の推進及びデータセンタ事業・上下水道事業など社会インフラの構築及び更改のほか、民間設備投資の回復が期待できます。

このような状況のもと、コムシスグループといたしましては、バーチャルカンパニーを活用したグループ連携強化によるトップライン拡大、複合技術者育成による事業領域拡大、バックヤード業務集約及びDX化推進などによる生産性向上により利益確保に取り組んでまいります。

具体的には以下を主要施策として取り組んでまいります。

### 【主要施策】

- ① バーチャルカンパニーによる受注力・施工力の最大化
- ② グループリソースの最大活用による事業拡大
- ③ エリアマネジメント体制強化による生産性向上
- ④ 技術者のマルチスキル化及びデジタル技術者の育成
- ⑤ DX推進による生産性向上
- ⑥ M&Aによる成長基盤強化
- ⑦ プロジェクトマネジメント体制によるリスク管理強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 6) 主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

|                     |     |                                                                                                                                     |
|---------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社                  |     | 東京都品川区                                                                                                                              |
| 日本コムシス株式会社          | 本 社 | 東京都品川区<br>大阪市住之江区〔西日本本社〕                                                                                                            |
|                     | 支 店 | 北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東中（戸田市）、<br>東京（港区）、東海（名古屋市）、北陸（金沢市）、<br>関西（大阪市）、中国（広島市）、<br>四国（徳島県板野郡）、九州（福岡市）                                    |
| サンワコムシスエンジニアリング株式会社 | 本 社 | 東京都品川区                                                                                                                              |
|                     | 支 店 | 北海道（札幌市）、東北（仙台市）、千葉（山武郡）、<br>神奈川（座間市）、静岡（静岡市）、東海（名古屋市）、<br>関西（大阪市）、北陸（金沢市）、中国（広島市）、<br>四国（高松市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市）、<br>ジャカルタ（インドネシア共和国） |
| 株式会社TOSYS           | 本 社 | 長野市若穂綿内<br>長野市北長池〔長野本社事務所〕<br>新潟市西区〔新潟本社事務所〕                                                                                        |
|                     | 支 店 | 佐久（佐久市）、中信（塩尻市）                                                                                                                     |
| 株式会社つうけん            | 本 社 | 札幌市中央区                                                                                                                              |
|                     | 事業所 | 札幌（札幌市）、小樽（小樽市）、旭川（旭川市）、<br>稚内（稚内市）、帯広（帯広市）、釧路（釧路市）、<br>北見（北見市）、函館（北斗市）、<br>苫小牧（苫小牧市）、室蘭（室蘭市）                                       |
| NDS株式会社             | 本 社 | 名古屋市中区                                                                                                                              |
|                     | 支 社 | 関西（大阪市）                                                                                                                             |
|                     | 支 店 | 名古屋（名古屋市）、豊橋（豊橋市）、静岡（静岡市）、<br>岐阜（岐阜市）、長野（長野市）                                                                                       |
| 株式会社SYSKEN          | 本 社 | 熊本市中央区                                                                                                                              |
|                     | 支 社 | 福岡（福岡市）                                                                                                                             |
|                     | 支 店 | 熊本（熊本県上益城郡）、大分（大分市）、宮崎（宮崎市）、<br>関西（大阪市）、佐賀（佐賀市）、鹿児島（鹿児島市）                                                                           |
| 北陸電話工事株式会社          | 本 社 | 石川県金沢市                                                                                                                              |
|                     | 支 店 | 富山（富山市）、福井（福井市）、東京（港区）                                                                                                              |
| コムシス情報システム株式会社      | 本 社 | 東京都港区                                                                                                                               |
|                     | 事業所 | 仙台（仙台市）、長野（長野市）                                                                                                                     |

## 7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 区 分                 | 従業員数    |
|---------------------|---------|
| 当社                  | 99名     |
| 日本コムシスグループ          | 6,259名  |
| サンワコムシスエンジニアリンググループ | 1,774名  |
| TOSYSグループ           | 1,340名  |
| つうけんグループ            | 2,357名  |
| NDSグループ             | 2,956名  |
| SYSKENグループ          | 1,065名  |
| 北陸電話工事グループ          | 914名    |
| コムシス情報システムグループ      | 627名    |
| コムシスシェアードサービス株式会社   | 121名    |
| 合 計                 | 17,512名 |

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 99名  | 2名増    | 51.8歳 | 21.0年  |

(注) 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、平均勤続年数は各社における勤続年数を通算しております。

## 8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金  | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|--------|---------|---------------|
|                     | 百万円    | %       |               |
| 日本コムシス株式会社          | 10,000 | 100.0   | 電気通信設備工事事業    |
| サンワコムシスエンジニアリング株式会社 | 3,624  | 100.0   | 電気通信設備工事事業    |
| 株式会社TOSYS           | 450    | 100.0   | 電気通信設備工事事業    |
| 株式会社つうけん            | 1,432  | 100.0   | 電気通信設備工事事業    |
| NDS株式会社             | 5,676  | 100.0   | 電気通信設備工事事業    |
| 株式会社SYSKEN          | 801    | 100.0   | 電気通信設備工事事業    |
| 北陸電話工事株式会社          | 450    | 100.0   | 電気通信設備工事事業    |
| コムシス情報システム株式会社      | 450    | 100.0   | ソフトウェア開発等     |
| コムシスシェアードサービス株式会社   | 75     | 100.0   | コーポレート業務受託等   |
| コムシスマバイル株式会社        | 54     | (100.0) | 電気通信設備工事事業    |
| コムシスエンジニアリング株式会社    | 80     | (100.0) | 電気通信設備工事事業    |
| 株式会社日本エコシステム        | 100    | (100.0) | 太陽光発電設備工事事業   |
| 東京舗装工業株式会社          | 100    | (100.0) | 道路建設・舗装工事事業   |
| 株式会社カンドー            | 448    | (100.0) | ガス設備・導管工事事業   |
| 東京ガスライフバルカンドー株式会社   | 100    | (66.5)  | ガス機器販売等       |
| 藤木鉄工株式会社            | 98     | (66.7)  | 金属製品製造業       |
| コムシス通産株式会社          | 60     | (100.0) | 資機材の仕入れ・販売等   |
| 株式会社つうけんアドバンスシステムズ  | 350    | (100.0) | ソフトウェア開発等     |
| 株式会社つうけんアクト         | 50     | (100.0) | 資機材の仕入れ・販売等   |

- (注) 1. ( ) 内の出資比率は、子会社の有する出資比率であります。  
 2. 重要な子会社は、売上高等の基準により選定しております。  
 3. ウィンテック株式会社とコムシスエンジニアリング株式会社は、2022年4月1日付でウィンテック株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。なお、同日付でコムシスエンジニアリング株式会社へ商号変更しております。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 会 社 名      | 住 所                   | 帳簿価額の合計額  | 当社の総資産額    |
|------------|-----------------------|-----------|------------|
| 日本コムシス株式会社 | 東京都品川区東五反田二丁目17番1号    | 47,006百万円 | 154,201百万円 |
| NDS株式会社    | 愛知県名古屋市中区千代田二丁目15番18号 | 41,883百万円 |            |



## 9) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

コムシスグループは、建設業法に基づき特定建設業者及び一般建設業者として、電気通信・土木・電気等各工事に関する請負を主たる事業としております。

| 事業種別        | 内  訳                             |
|-------------|----------------------------------|
| NTT設備事業     | NTT通信設備工事、NTTドコモ通信設備工事           |
| NCC設備事業     | NTTグループ以外通信設備工事                  |
| ITソリューション事業 | ICT関連工事、各種ソフトウェア開発・受託、保守         |
| 社会システム関連事業等 | 電気設備工事、土木工事、ガス設備工事、環境・エコ関連工事、その他 |

## 10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社肥後銀行    | 1,600百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,237百万円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 344百万円   |

(注) 2023年3月31日現在の借入先について、借入額の大きい上位3社の金融機関を記載しております。

## 2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 580,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 141,000,000株 (うち自己株式20,221,171株)
- 3) 当事業年度末の株主数 23,568名
- 4) 大株主

| 株 主 名                                                                                            | 株 式 数<br>(株) | 持 株 比 率<br>(%) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                                         | 31,105,000   | 25.75          |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                                                              | 14,397,200   | 11.92          |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 5,337,100    | 4.41           |
| 日本生命保険相互会社                                                                                       | 3,247,179    | 2.68           |
| J P モルガン証券株式会社                                                                                   | 2,725,933    | 2.25           |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS                                    | 2,308,600    | 1.91           |
| コムシスホールディングス従業員持株会                                                                               | 2,292,078    | 1.89           |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT                                          | 1,728,300    | 1.43           |
| 住友不動産株式会社                                                                                        | 1,661,900    | 1.37           |
| 明治安田生命保険相互会社                                                                                     | 1,554,967    | 1.28           |

- (注) 1. 当社は、2023年3月31日現在自己株式20,221,171株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。

### 5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 区 分                    | 株 式 数  | 交付対象者数 |
|------------------------|--------|--------|
| 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。) | 7,653株 | 2名     |

- (注) 上記は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付された株式であります。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役は同制度の対象外であります。

### 6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項及び定款第6条の定めにより、自己株式を取得しております。

| 取 締 役 会 決 議  | 取 得 株 式 数  | 取 得 価 額        |
|--------------|------------|----------------|
| 2022年 5月12日  | 1,964,200株 | 4,999,783,600円 |
| 2022年 11月10日 | 825,000株   | 1,999,984,900円 |

## 3 会社役員に関する事項

### 1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

| 氏名     | 地位及び担当                                                                     | 重要な兼職の状況                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 加賀谷 卓  | 代表取締役社長                                                                    | 日本コムシス株式会社 代表取締役社長                                                                  |
| 佐藤 謙一  | 取締役                                                                        | サンワコムシスエンジニアリング株式会社 代表取締役社長                                                         |
| 大村 佳久  | 取締役<br>北海道ブロック担当                                                           | 株式会社つうけん 代表取締役社長                                                                    |
| 玉村 知史  | 取締役                                                                        | NDS株式会社 代表取締役社長<br>中京テレビ放送株式会社 社外監査役<br>株式会社エフエム愛知 社外取締役                            |
| 尾崎 秀彦  | 取締役 財務部長兼事業拡大推進室長<br>I R、内部統制監査、総務、人事、<br>コンプライアンス、コムシスシェア<br>ードサービス株式会社担当 | 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員                                                                |
| 野池 秀幸  | 取締役<br>キャリア事業推進、<br>株式会社TOSYS、株式会社SYSKEN、<br>北陸電話工事株式会社担当                  | 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 NTT事業本部長                                                       |
| 打出 邦彦  | 取締役<br>民需事業推進、<br>コムシス情報システム株式会社担当                                         | 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 ITビジネス事業本部長                                                    |
| 北口 隆也  | 取締役 DX推進部長<br>経営企画担当                                                       | 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 DX推進本部長                                                        |
| 安永 敦   | 取締役 (常勤監査等委員)                                                              | 日本コムシス株式会社 監査役                                                                      |
| 宮下 正彦  | 取締役 (監査等委員)                                                                | TMI 総合法律事務所 弁護士                                                                     |
| 中戸川 健一 | 取締役 (監査等委員)                                                                | 中戸川公認会計士事務所 所長<br>富士クラスタ株式会社 社外監査役                                                  |
| 川名 浩一  | 取締役 (監査等委員)                                                                | 東京エレクトロニクス株式会社 社外取締役<br>株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役<br>株式会社レノバ 社外取締役<br>株式会社クボタ 社外取締役 |
| 浅井 宏行  | 取締役 (監査等委員)                                                                |                                                                                     |
| 山本 英生  | 取締役 (監査等委員)                                                                | 山本英生税理士事務所 所長                                                                       |

- (注) 1. 監査等委員である取締役宮下正彦、中戸川健一、川名浩一、浅井宏行及び山本英生の5氏は、社外取締役であります。
2. 社内の重要会議への出席等による情報収集の充実を図り、かつ内部統制監査部との緊密な連携を通じて、監査等委員会の活動の実効性を高めるため、安永敦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である取締役宮下正彦、中戸川健一、川名浩一、浅井宏行及び山本英生の5氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員である取締役中戸川健一氏は公認会計士、山本英生氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中に任期満了により退任いたしました役員は次のとおりであります。
- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 取 締 役 | 熊 谷 仁 (2022年6月29日退任) |
|-------|----------------------|
6. 監査等委員である取締役川名浩一氏は、2023年3月から株式会社クボタ社外取締役を務めております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。その被保険者の範囲は当社の取締役並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が役員として行う業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害については、填補の対象としないこととしております。

## 2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各監査等委員である取締役と、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条第2項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低限度額であります。

## 3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の総額

| 区 分                     | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |                |                                              | 対象となる役員<br>の員数 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|----------------|----------------------------------------------|----------------|
|                         |                   | 固定報酬<br>(基本報酬)    | 業績連動報酬<br>(賞与) | 長期インセンティブ型報酬<br>(譲渡制限付株式報酬<br>・通常型ストックオプション) |                |
| 取締役（監査等委員を除く）           | 168百万円            | 84百万円             | 28百万円          | 55百万円                                        | 10名            |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 55百万円<br>(40百万円)  | 55百万円<br>(40百万円)  | —              | —                                            | 6名<br>(5名)     |
| 合 計<br>（うち社外取締役）        | 224百万円<br>(40百万円) | 140百万円<br>(40百万円) | 28百万円<br>(—)   | 55百万円<br>(—)                                 | 16名<br>(5名)    |

- (注) 1. 上表には、2021年3月31日付で退任した取締役（監査等委員を除く）1名、2022年6月29日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名が含まれております。
2. 上記取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬額には、当事業年度に係る役員賞与の支給見込額が含まれております。
3. 上記取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ型報酬額は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額及びストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

### ② 業績連動報酬等に関する事項

基本報酬に所定の業績評価を加味した指数を乗じて算出し、現金報酬として賞与を支給しております。業績評価指数は、当社として重要な指標であると認識している連結売上高、連結営業利益の対前期及び対計画達成度により決定しますが、各役員が兼職する統括事業会社における売上高、営業利益の対前期及び対計画達成度という定量評価かつ定性評価を加味したものとしております。

当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益の対前期及び対計画達成度は以下のとおりです。

|        | 当 期 実 績    | 前 期 実 績 ( 達 成 度 )  | 期 首 計 画 ( 達 成 度 )  |
|--------|------------|--------------------|--------------------|
| 連結売上高  | 563,295百万円 | 589,028百万円 (95.6%) | 590,000百万円 (95.5%) |
| 連結営業利益 | 32,104百万円  | 42,963百万円 (74.7%)  | 40,000百万円 (80.3%)  |

③ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度及び通常型ストックオプション制度としております。

事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に導入しており、各役員の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各役員の本社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。

その交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

また、権利行使価額を発行時の時価以上とする通常型ストックオプション制度を対象取締役に導入しており、各役員の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、各役員の本社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。

その交付状況は「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額について年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額について80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名、監査等委員である取締役の員数は6名です。また、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において、対象取締役に對して、当該報酬限度額の枠内で、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬限度額を年額100百万円以内、年40,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名です。

なお、通常型ストックオプションについては、有利発行規制との関係上、事業年度ごとに都度株主総会決議を経ることとしております。

## ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容に基づいた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

### イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とし、企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は、固定的な報酬である「基本報酬」、業績に連動した「賞与」、非金銭報酬としての「長期インセンティブ型報酬」から構成しております。

固定報酬（基本報酬）は、当社で役位別に定められた基本額と兼職する統括事業会社の職務に応じて算定される職務報酬からの体系となっており、当社役位別支給分と統括事業会社支給分を分け、固定額を現金報酬として支給しております。

業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬（長期インセンティブ型報酬）についての決定方針は、上記、「②業績連動報酬等に関する事項」、「③非金銭報酬等に関する事項」に記載のとおりです。

監査等委員である取締役の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とし、経営の意思決定、経営判断に参加することに加えて、その妥当性も監視・監督が可能な人材を登用できる報酬としております。

監査等委員である取締役の報酬体系は、監査等委員である取締役の職務の適正性を確保する観点から固定的な報酬である「基本報酬」のみを原則としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位に応じた個人別の報酬等の種類ごとの割合の目安は以下のとおりとしております。

| 役 位               | 固定報酬<br>(基本報酬) | 業績連動報酬<br>(賞与) | 非金銭報酬<br>(長期インセンティブ型報酬) |
|-------------------|----------------|----------------|-------------------------|
| 代表取締役社長           | 50%            | 20%            | 30%                     |
| 取締役<br>(監査等委員を除く) | 60%            | 20%            | 20%                     |

報酬等を与える時期または条件については、取締役会の決議に基づき、固定報酬額（基本報酬）は毎月定期的に支払を行うこととし、業績連動報酬（賞与）、非金銭報酬（長期インセンティブ型報酬）は毎年、一定の時期に支払、交付を行うこととしております。

報酬等の内容の決定については、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で取締役会において決議するものとしております。

なお、取締役会において、当社の取締役の固定報酬額（基本報酬）に関する決定権限、及び業績連動報酬（賞与）の支給についての決定権限を代表取締役社長に一任することとしております。

非金銭報酬（長期インセンティブ型報酬）の割当数は取締役会において決議するものとしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会もその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月29日開催の取締役会において、当社の取締役の固定報酬額（基本報酬）に関する決定権限、及び業績連動報酬（賞与）の支給についての決定権限を代表取締役社長加賀谷卓に委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、グループ全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当業務についての評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。



## 4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地位及び氏名                | 重要な兼職先及び地位                                                                          | 重要な兼職先と当社との関係 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 社外取締役（監査等委員）<br>宮下正彦  | TMI総合法律事務所 弁護士                                                                      | 特別の関係はありません。  |
| 社外取締役（監査等委員）<br>中戸川健一 | 中戸川公認会計士事務所 所長<br>富士クラスタ株式会社 社外監査役                                                  | 特別の関係はありません。  |
| 社外取締役（監査等委員）<br>川名浩一  | 東京エレクトロニクス株式会社 社外取締役<br>株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役<br>株式会社レノバ 社外取締役<br>株式会社クボタ 社外取締役 | 特別の関係はありません。  |
| 社外取締役（監査等委員）<br>山本英生  | 山本英生税理士事務所 所長                                                                       | 特別の関係はありません。  |

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地位及び氏名                | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役（監査等委員）<br>宮下正彦  | 当事業年度開催の取締役会9回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、弁護士として法的観点から、当社の経営上有用かつコーポレート・ガバナンス強化に貢献する発言等を行っております。また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 社外取締役（監査等委員）<br>中戸川健一 | 当事業年度開催の取締役会9回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、公認会計士として、当社の経営上有用かつコーポレート・ガバナンス強化に貢献する発言等を行っております。                                                                                 |
| 社外取締役（監査等委員）<br>川名浩一  | 当事業年度開催の取締役会9回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、海外事業経験者として、当社の経営上有用かつコーポレート・ガバナンス強化に貢献する発言等を行っております。                                                                               |
| 社外取締役（監査等委員）<br>浅井宏行  | 当事業年度開催の取締役会9回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、経営経験者として、当社の経営上有用かつコーポレート・ガバナンス強化に貢献する発言等を行っております。また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。     |
| 社外取締役（監査等委員）<br>山本英生  | 当事業年度開催の取締役会9回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、生命保険業務経験者及び税理士として、当社の経営上有用かつコーポレート・ガバナンス強化に貢献する発言等を行っております。                                                                        |

## 4 会計監査人に関する事項

### 1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### 2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額             | 82百万円  |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 130百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載しております数字は、金額、株数、出資比率、持株比率については表示単位未満を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	303,983	流動負債	134,446
現金預金	41,367	支払手形・工事未払金等	82,842
受取手形・完成工事未収入金等	187,954	短期借入金	3,950
リース投資資産	6,600	未払法人税等	5,075
未成工事支出金等	51,992	未成工事受入金	7,771
販売用不動産	1,757	完成工事補償引当金	145
その他	15,601	工事損失引当金	5,236
貸倒引当金	△1,291	損害補償損失引当金	679
		その他	28,745
固定資産	198,149	固定負債	20,961
有形固定資産	143,236	長期借入金	179
建物・構築物	44,498	繰延税金負債	451
機械・運搬具及び工具器具備品	24,442	再評価に係る繰延税金負債	1,213
土地	70,084	退職給付に係る負債	14,151
リース資産	1,510	役員退職慰労引当金	616
建設仮勘定	2,700	環境対策引当金	400
無形固定資産	6,737	その他	3,948
のれん	1,648	負債合計	155,407
その他	5,089	(純資産の部)	
投資その他の資産	48,175	株主資本	344,079
投資有価証券	25,454	資本金	10,000
長期貸付金	3,006	資本剰余金	93,113
繰延税金資産	4,470	利益剰余金	286,284
退職給付に係る資産	12,912	自己株式	△45,318
その他	5,141	その他の包括利益累計額	△2,985
貸倒引当金	△2,809	その他有価証券評価差額金	3,722
		繰延ヘッジ損益	△78
		土地再評価差額金	△8,250
		退職給付に係る調整累計額	1,620
		新株予約権	939
		非支配株主持分	4,692
		純資産合計	346,725
資産合計	502,133	負債純資産合計	502,133

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		563,295
売上原価		493,754
売上総利益		69,541
販売費及び一般管理費		37,436
営業利益		32,104
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	850	
固定資産賃貸料	283	
その他	580	
営業外費用		1,738
支払利息	26	
貸倒引当金繰入額	2,397	
賃貸費用	99	
その他	383	
経常利益		2,907
特別利益		30,934
固定資産売却益	503	
投資有価証券売却益	67	
関係会社株式売却益	218	
負ののれん発生益	28	
その他	115	
特別損失		933
固定資産除却損	176	
固定資産売却損	144	
投資有価証券評価損	132	
特別退職金	288	
減損損失	99	
事業構造改革費用	109	
損害補償損失引当金繰入額	244	
その他	130	
税金等調整前当期純利益		1,326
法人税、住民税及び事業税	11,945	
法人税等調整額	△1,019	
当期純利益		30,541
非支配株主に帰属する当期純利益		19,615
親会社株主に帰属する当期純利益		276
		19,338

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	29,290	流動負債	35,779
現金預金	101	関係会社預り金	35,419
関係会社預け金	26,596	未払法人税等	31
未収入金	2,587	その他	328
その他	5	固定負債	1
		退職給付引当金	1
		負債合計	35,780
		(純 資 産 の 部)	
固定資産	124,910	株主資本	117,480
有形固定資産	0	資本金	10,000
備品	0	資本剰余金	133,812
無形固定資産	1	資本準備金	10,000
ソフトウェア	1	その他資本剰余金	123,812
投資その他の資産	124,908	利益剰余金	19,057
関係会社株式	124,780	その他利益剰余金	19,057
繰延税金資産	79	繰越利益剰余金	19,057
その他	48	自己株式	△45,388
		新株予約権	939
		純資産合計	118,420
資産合計	154,201	負債純資産合計	154,201

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受取配当金	12,800	
経営管理料	1,433	14,233
営業費用		
一般管理費		1,352
営業利益		12,880
営業外収益		
受取利息	39	
未払配当金除斥益	19	
その他	1	60
営業外費用		
支払利息	28	
自己株式取得費用	12	
その他	4	46
経常利益		12,894
特別利益		
新株予約権戻入益	8	8
税引前当期純利益		12,903
法人税、住民税及び事業税	97	
法人税等調整額	4	102
当期純利益		12,801

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

コムシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人 東京事務所			
指定社員 業務執行社員	公認会計士	川崎	浩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮島	章
指定社員 業務執行社員	公認会計士	増田	和年

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コムシスホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

コムシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人 東京事務所			
指定社員 業務執行社員	公認会計士	川崎	浩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮島	章
指定社員 業務執行社員	公認会計士	増田	和年

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コムシスホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

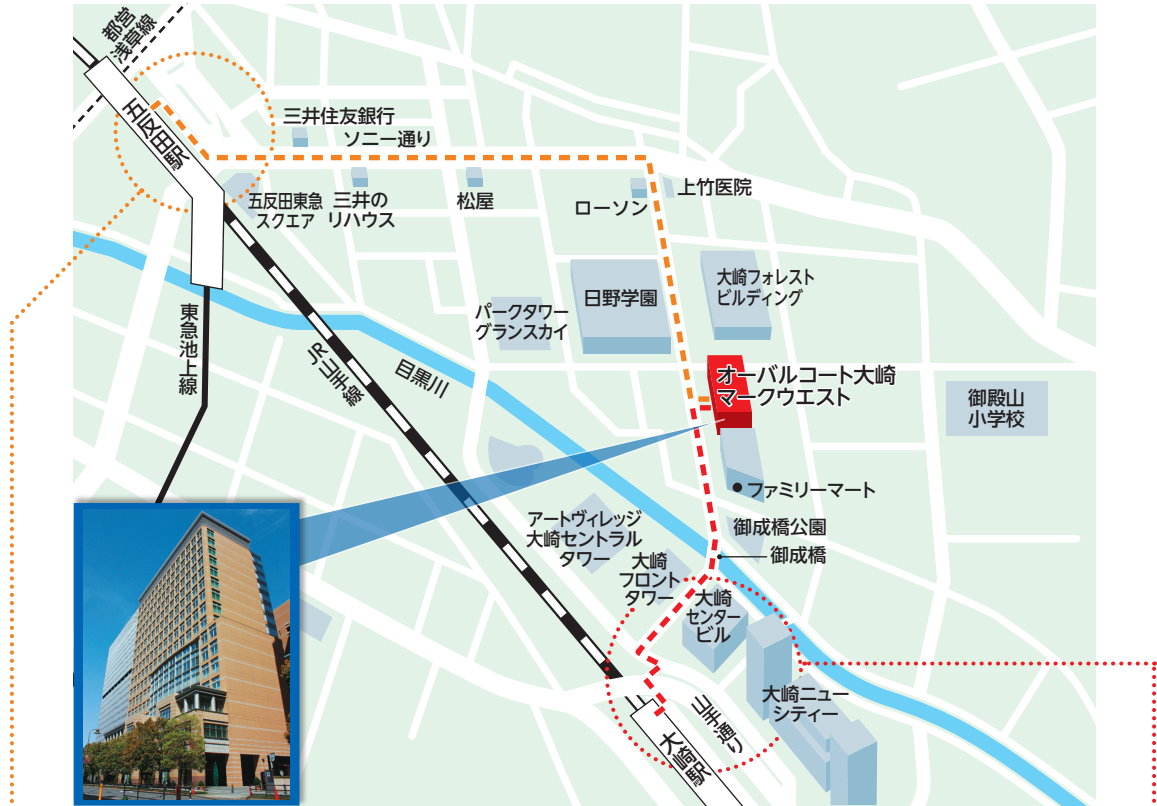
コムシスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 安 永 敦
監査等委員 宮 下 正 彦
監査等委員 中戸川 健 一
監査等委員 川 名 浩 一
監査等委員 浅 井 宏 行
監査等委員 山 本 英 生

(注) 監査等委員 宮下正彦、中戸川健一、川名浩一、浅井宏行及び山本英生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：東京都品川区東五反田二丁目17番1号 オーバルコート大崎マークウエスト 日本コムシス株式会社 本社2階会議室

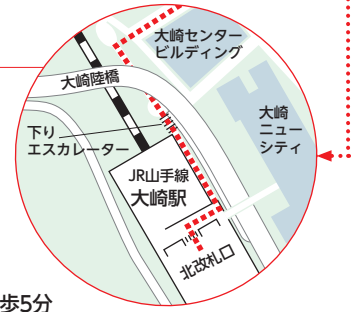


五反田駅

- JR山手線
中央改札口東口より
徒歩8分
- 都営浅草線
A3出口より徒歩8分
- 東急池上線
改札口より徒歩8分

大崎駅

- JR山手線
 - JR湘南新宿ライン
 - JR埼京線
 - 相鉄・JR直通線
 - 東京臨海高速鉄道
りんかい線
- 北改札口東口より徒歩5分



(注) 駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。